

募集要項の内容等に関する質問に対する回答（川の博物館）

番号	質 問	回 答
1	<p>募集要項P50 資料5 過去三年間の収支状況について</p> <p>(1) 支出項目に租税公課（支払消費税）はどこに含まれていますか？ (2) 支出項目の詳細開示（3年分）をお願い致します。</p> <p>①人件費について、月別に開示をお願いします。 ②事務・管理経費とは何を指し、いくらの経費がかかるのか？ ③情報システム管理費の内訳（リース料等） ④展示・教育普及事業費の「その他」は何なのか？ ⑤施設管理費の「光熱水費」の内訳（電気・水道・ガス・燃料等）合わせて使用量の開示もお願いします。 ⑥施設維持管理費の内訳（施設管理の再委託金額及び業者名の開示をお願いします） ⑦自主事業運営費の内訳・詳細</p>	<p>(1) 課税対象項目については、各支出項目の中に消費税額が含まれています。 (2)</p> <p>① 人件費の月額については、県として把握していません。 ②～④ 別添資料1を御参照ください。 ⑤ 別添資料1及び別添資料2を御参照ください。 ⑥ 別添資料1及び別添資料3を御参照ください。 なお、業者名については、公表を控えさせていただきます。 ⑦ 別添資料1を御参照ください。</p>
2	<p>募集要項P38～39 「(5) 利用者サービス業務」に記載されている人員配置数は「資料5、2管理運営体制」に記載されている人数に含まれているのでしょうか？ 同様に現在のレストラン配置人数についても開示をお願いします。</p>	<p>募集要項P38～39にある、利用者サービス業務のために配置している人員は、募集要項P51の管理運営体制に「交流員」として記載しています。 また、レストランの配置人員は、全てが非常勤であり、平日が2名～3名、土日が3名～4名、繁忙期が4名～6名です。</p>
3	<p>募集要項P40 8(1) 広報誌の編集・発行について、広報誌「かわはく」、「荒川マップ」の作成費用と年間発行頻度、発行部数を教えてください。</p>	<p>広報誌「かわはく」（平成28年度） 作成費用 232,146円（合計） 発行頻度 年3回（7月、11月、3月） 発行部数 2,500～4,000部（号によって異なる） 「荒川マップ」（平成28年度） 作成費用 275,400円 発行頻度 年1回（3月） 発行部数 1,500部 ※金額はいずれも消費税込み。</p>

4	<p>募集要項 P 4 4</p> <p>15 留意事項 (1) 資料の展示に関する業務 イ、アドベンチャーシアターに関して、既存の 2 本番組については、現指定管理者に上映の権利があるとの事ですが、レンタル等の契約等で引き続き上映を行う事は可能なのでしょうか？</p>	<p>募集要項 P 4 4 にあるとおり、アドベンチャーシアターの「荒川～森と海を結ぶ旅」及び「ライン川 1320km の旅」の 2 本の番組については、指定期間中は指定管理者に上映の権利があります。したがって、平成 30 年度以降は次期指定管理者による上映が可能です。</p>
5	<p>運営について</p> <p>(1) 指定管理者導入以降に寄せられた、苦情、要望等の内容及び対応策を年度毎で開示願います。</p> <p>(2) 指定管理者制度導入以降、個人・団体の方の属性を開示願います。またその推移を同時に開示願います。</p> <p>(3) 過去三ヵ年の事業報告の開示をお願いします。</p> <p>(4) 年間開館日のうち河川の増水等災害が予想される場合、休館してもよろしいか。またその際、年間開館日を確保するために、計画休館日を臨時開館日として設けるのかをご教授下さい。また、臨時の開館、休館は過去にあったか、またその理由を同時にご教授ください。</p> <p>(5) 平成 30 年度当初に予定している企画展についてご教示下さい。</p>	<p>(1) 別添資料 4 を御参照ください。なお、時期の詳細については把握しておりません。</p> <p>(2) 別添資料 5 を御参照ください。</p> <p>(3) 別添資料 6～8 を御参照ください。</p> <p>(4) 募集要項 P 70、「埼玉県立川の博物館の管理に関する基本協定書(案)」第 32 条にあるとおり、指定管理者は、予期することができない事由により川の博物館の施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、県の承認を得た上で、施設等の全部又は一部の供用を休止することができます。</p> <p>その際、開館日を確保するため、計画された休館日の開館日への振替を行うかどうかについては、指定管理者の判断となります。</p> <p>なお、直近では、平成 28 年 8 月に台風接近に伴い洪水警報が発令されたため、臨時休館しています。この休館による臨時の開館はありません。</p> <p>(5) 平成 30 年度当初の業務引き継ぎ時においては、既の実施している企画展を予定期間にわたって運営していただきますが、その内容は次のとおりです。</p> <p>名称 「荒川・利根川・多摩川の石くらべ」</p> <p>内容 石を模様・形・色など様々な方法で比べながら、3 つの川の石を紹介。</p> <p>期間 平成 30 年 2 月 17 日(土) ～5 月 6 日(日)</p>

	<p>(6) 現在リース中の物件をご教示ください。またその中で引き継がなければならないものをご教示ください。</p> <p>(7) 現指定管理者が持ち込み、引継ぎ時に持ち帰る物件があればご教示ください。</p> <p>(8) 現指定管理者が連携しているNPOや市民団体等の団体があればご教示願います。</p>	<p>(6) 現在リース中の物件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム ・券売機システム ・職員用PC ・コピー機 ・普通自動車 ・遊具 ・貨幣計算機 ・AED <p>なお、リースの継続をお願いしたいものは、券売機システムです。(募集要項P43)</p> <p>(7) 現指定管理者が調達した備品については、指定管理者の経営のノウハウを含む情報で、指定管理者独自のものであることから、公表は控えさせていただきます。</p> <p>(8) 地元商工会、漁協など。</p>
6	<p>消費税率の変更があった場合について 消費税率の変更が指定期間内であった場合には、指定管理委託料は税率の変更に応じて増減すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>消費税については、募集要項P95「5年間の収支計画」の欄外にあるように、平成31年10月以降は税率引き上げを前提に10%の消費税額で見積もってください。</p> <p>なお、協定締結後、社会情勢の著しい変化等特別な事情が生じた場合は、協議により、指定管理委託料の額を増減することがあります。</p>
7	<p>大水車のメンテナンスについて 指定管理期間内に完成が予定されますが、完成後の日常的な維持管理の内容が、提案時の想定とは大きく違う場合には、協議により別途予算化等の措置がいただけるかと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>大水車の維持管理計画については、完成後の状況を想定し、可能な限り正確に見込んで提案してください。</p> <p>なお、協定締結後に、特別な事情が生じた場合は、協議のうえでその都度対応を検討いたします。</p>